No.５

令和７年（６月）

第２回定例会
専決処分の報告

熊谷市

目　　次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第１２号	熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	水　道　課	1
第１３号	熊谷市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	公園緑地課	3
第１４号	損害賠償の額の決定及び和解について	社会教育課	5

報告第１２号

専決処分の報告について

熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和７年３月３１日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例の一部を改正する条例（令和６年条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号を改め、同号を同条第３号とし、第１号の次に１号を加える改正規定中「第３４条第１項」を「第３７条第１項」に改める。

第４条第２号を改め、同号を同条第４号とし、第１号の次に２号を加える改正規定のうち同条第２号中「第３４条第１項」を「第３７条第１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第１３号

専決処分の報告について

熊谷市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和７年５月１日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成２５年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第３条第６号中「第２１条第２項第１号」を「第２２条第２項第１号」に改める。

附　則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

報告第１４号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和７年５月２２日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和７年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、自動車事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

１　損害賠償の額及び内容

１８，７４６円

自動車修理費

２　損害賠償の相手方

３　和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和６年１２月１６日（月）午前９時２５分頃、社会教育課職員が国道１４０号において庁用車を運転し、広瀬４８３番４地先を直進していたところ、同路線を走行中の相手方車両の左側面と接触し、相手方車両を損傷させた。

